

平成 31 年 1 月 11 日
内 閣 府

休眠預金等活用法に基づく指定活用団体の指定について

1. 経緯

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号。以下「法」という。）第 20 条第 1 項に定める指定活用団体については、「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」（平成 30 年 3 月 30 日内閣総理大臣決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ公募を行い、休眠預金等活用審議会（以下「審議会」という。）による審議を経た上で、法第 20 条第 1 項の指定の基準¹に最も適合していると認められるものを一団体選定し、内閣総理大臣が指定活用団体として指定することとしている。

内閣府では、平成 30 年 5 月 16 日に『民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律』に基づく指定活用団体公募要領を公表し公募を行ったところ、一般財団法人社会変革推進機構、一般財団法人日本民間公益活動連携機構、一般財団法人みらい財団、一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体（五十音順）の 4 団体（以下「指定申請団体」という。）から申請があった。

審議会は、平成 30 年 12 月 4 日及び 6 日に、指定申請団体 4 団体に対して面接を行い、審議会の各委員は各団体について、業務実施体制や能力の適確性、組織運営体制や役職員の中立性・公正性に関する規程整備や具体性等について、

¹ 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号）第二十条第一項 内閣総理大臣は、民間公益活動の促進に資することを目的とする一般財団法人であつて、次条第一項に規定する業務（以下「民間公益活動促進業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、指定活用団体として指定することができる。

一 職員、民間公益活動促進業務の実施の方法その他の事項についての民間公益活動促進業務の実施に関する計画が、民間公益活動促進業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の民間公益活動促進業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 役員又は職員の構成が、民間公益活動促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 民間公益活動促進業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって民間公益活動促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

五 第三十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者でないこと。

六 役員のうち次に次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

ロ この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

それぞれ評価を行った。委員の評価では、いずれの指定申請団体に対しても一定の評価がされた一方で、複数委員から同じような点について懸念や疑問が示された。こうした懸念等や、申請書類上の懸念に関して、各指定申請団体の考え方及び対応方針について、平成30年12月25日及び26日に、内閣府から確認を行った。今般の指定活用団体の指定は、申請書類の審査、審議会の面接、内閣府における確認の結果を踏まえ、内閣府として総合的な判断を行った結果である。

なお、いずれの指定申請団体も、申請書類、面接及び内閣府での確認の全てのプロセスを通じて、わが国で初めてとなる本制度に対して、高い使命感と熱い意欲をもって臨む姿勢が貫かれていた。また、審議会においては基本方針の策定の議論から面接の実施まで、委員・専門委員に多大な貢献を頂いた。膨大な労力をかけて準備をされた全ての指定申請団体及びその関係者並びに審議会の委員・専門委員の皆様に、感謝を申し上げるとともに、心より敬意を表したい。

2. 確認の視点と結果

(1) 審議会の評価について

審議会での面接では、審議会委員は各指定申請団体について、11の項目で意見を記すとともにA、B、Cの三段階の評価を行った。その結果、いずれの指定申請団体もそれぞれ他にない固有の特徴を持ち、全体としてみれば「B」（「指定の基準」を満たしていると認められる）以上となり、いずれの指定申請団体も指定の基準を満たすと評価されたと考える（A「指定の基準を十分に満たしていると認められる」の個数の割合は、社会変革推進機構 55.8%、日本民間公益活動連携機構 57.1%、みらい財団 68.8%、民都大阪休眠預金等活用団体 24.7%。なお、AとB「指定の基準を満たしていると認められる」の合計数²の割合は、社会変革推進機構が 97.4%、日本民間公益活動連携機構 96.1%、みらい財団 100%、民都大阪休眠預金等活用団体 93.5%）。

もとより、委員の評価については十分に尊重する必要がある。ただし、総合的な意見と個別の評価に大きな差異が見られる団体があり³、委員の評価の数

² 本文中の数字は4つの指定申請団体全ての面接に出席した7人の委員の評価。なお、面接に出席した委員全員（みらい財団及び民都大阪休眠預金等活用団体は各7人、社会変革推進機構及び日本民間公益活動連携機構は各8人）でみると、Aの割合は社会変革推進機構が59.1%、日本民間公益活動連携機構54.5%、みらい財団68.8%、民都大阪休眠預金等活用団体24.7%。AとBの合計数の割合は、社会変革推進機構が97.7%、日本民間公益活動連携機構96.6%、みらい財団100%、民都大阪休眠預金等活用団体93.5%。

³ 日本民間公益活動連携機構については個別評価（10項目）でのAの割合が60%に対し総合的な意見（1項目）でのAの割合は28.6%。民都大阪休眠預金等活用団体については個別評価でのAの割合が25.7%に対し総合的な意見でのAの割合は14.3%。

を単純に比較することには注意が必要である。また、A、B、Cの評価だけでなく、委員が示した意見に関しても丁寧に注意を払う必要がある。

(2) 内閣府としての確認について

我が国で初めての試みとなる休眠預金等活用制度において、指定活用団体は中核を担うものであり、その指定に際しては総合的な視点に立って慎重に判断する必要がある。本制度の円滑な推進に向けては、立法当時の議論を踏まえれば、法や基本方針、公募要領に通底するものとして、

- ①オールジャパンでの取組を実効あるものとする組織運営体制であること
- ②中立・公正な組織運営や利益相反を招かない業務運営を担保すること
- ③5年後には制度の広範な見直しが行われることを前提に、地域での取組やソーシャル・イノベーションの促進等を通じ、ソーシャルセクターや国民一般から広く理解・支持が得られる取組とすること

が極めて重要である。内閣府における確認に際しては、このような観点から、審議会委員から示された懸念等が払しょくされるかどうかを中心に、各指定申請団体の考え方や対応方針について確認を行った。

(3) 確認の結果について

- ① オールジャパンでの取組を実効あるものとする組織運営体制であることとの観点からは、

社会変革推進機構については、助成規模を急拡大する計画を示す一方で、資金分配団体の具体的な選定基準は未策定であり今後どのように具体化されるか不透明な部分が残ったほか、必要とされている申請書類に不備があった。

日本民間公益活動連携機構については、社会的課題解決の知見・実績不足や組織体制の多様性に欠けるといった指摘に対し、特定の関係者を備える自前主義ではなく、オープンな受け皿となり課題把握・解決を機動的かつ柔軟に進めることを志向している旨が説明された。

みらい財団については、社会的課題解決の実績や多様性に配慮した評議員や役員・職員構成となっている点について強調された一方で、企画の立ち上げに関わった戦略アドバイザー委員や財政基盤の大きな部分を支えている戦略アドバイザー委員など特定少数の者が、今後の業務運営に当たっても実質的に大きな影響力を及ぼすのではないかと懸念が残った。

民都大阪休眠預金等活用団体については、評議員を地域別に推奨させるなど独自の工夫が見られたものの、助成等の考え方に関し今後の検討による部分が多いことや、資金分配団体を公益法人と認定 NPO 法人に限定していることな

ど多様な者が参画したオールジャパンでの取組となるか、という観点で懸念が残った。

なお、仮に指定された場合の他の指定申請団体等との関係について、社会変革推進機構からは、必要に応じて協力・連携を図りながらオールジャパンの取組をより強固にしていきたいとの回答がされた。日本民間公益活動連携機構からは、他の指定申請団体の関係者にアドバイザーとして参画いただくなどの連携協力を行うべきとの考えが表明された。みらい財団からは、公募要領を踏まえ財団の役職員や委員をオールジャパンの構成としていること、他の指定申請団体とも連携していくとの回答がされた。民都大阪休眠預金等活用団体からは、ともに民間公益のために尽くしたいという意欲や能力があるならば、他の指定申請団体の関係者にもいつでも門戸を開けて待つとの考えが示された。

② 中立・公正な組織運営や利益相反を招かない業務運営を担保することとの観点からは、

社会変革推進機構については、資金分配団体の選考委員会を設置する旨が新たに表明され、運営や助成等に関し助言するアドバイザリーボードを中心に委員を選定することであったが、利益相反についての具体的な規程は今後整備していくとのことであり、それ以上の具体的な説明はなかった。

日本民間公益活動連携機構については、日本経団連の1%クラブや日本経団連が資金分配団体等となることはないこと、役職員以外の委員等について資金分配団体及び民間公益活動を行う団体等の役員等を選任しないこと、資金分配団体の選定に際して申請団体名を伏せた形で審査を行うことが、新たに表明された。また、法を立案した議員連盟等と定期的な意見交換を行う考えが示された。

みらい財団については、利益相反防止について規程変更を含めて厳格な対応を行うとの考えが示されたが、戦略アドバイザリー委員など助成等の意思決定に関与しない委員が役職員である団体に関し助成等を受けられることに懸念が残った。また、100万円未満の寄付者についても特定の評議員・役員の関係者と推測される者が多いが、それら寄付者が関係する団体が助成を受けられる可能性について排除されないことにも懸念が残った。

民都大阪休眠預金等活用団体については、既存の他の法人制度を活用して公正性を確保するなどの特徴がある。一方、特定の大学や団体出身者に職員構成が偏っているとの指摘に対しては、当面の文化的軋轢を避けるとの趣旨や今後にはバランスを取っていくとの方針が説明されたが、それ以上の具体的な説明はなかった。また、評議員の構成で、議員連盟から1名を推薦依頼する計画としている。

③ 5年後には制度の広範な見直しが行われることを前提としたソーシャルセクターや国民一般からの広い理解・支持が得られる取組とすることとの観点からは、

社会変革推進機構からは、組織全体の使命を達成するための基本的な考え方や業務実施計画に記載する全ての業務を連動して進めることで実現すると回答された。

日本民間公益活動連携機構からは、草の根系とソーシャルビジネス系のNPOの分断リスクを避ける等の観点から、地域の課題解決の支援に交付金総額の大半を割くとともに、革新性を重視した事業も展開する旨が説明された。

みらい財団からは、多様な層との徹底した対話や、研究者・技術者等と現場の民間公益活動実践者との連携や相互の刺激によって新たな価値の創出を目指すこと、専従の広報チームによる発信等を進める旨の回答があった。

民都大阪休眠預金等活用団体からは、ばらまきにせず全国に制度を浸透させるため、地方からの内発的な動きをじっくりと待ちながら誘発する旨が説明された。

その他、国民の資産を活用しているとの観点から指定活用団体は効率的な業務運営が求められるが、各指定申請団体を比較すると、常勤理事の年間報酬は約1000万円から約2000万円、人件費総額は約1.6億円から約2.9億円とばらつきが見られた。

(4) 指定活用団体の指定について

休眠預金等活用制度においては、立法時の趣旨を踏まえながら、指定活用団体を軸に多様かつ多数の団体・関係者の参加と協力・連携のもとに社会的課題解決に向けた取組が進むこと、その成果を全国的に広げていくことで、まさに、オールジャパンの取組としていくことが肝要である。指定活用団体には、中立・公正な組織運営と利益相反を招かない業務運営、社会的課題の解決とその成果の全国への発信・展開が強く求められる。

上記を踏まえ、総合的に検討した結果、指定活用団体として、一般財団法人日本民間公益活動連携機構を指定することとした。

なお、指定に当たっては、既にヒアリングや申請書類において表明されていることではあるが、改めて、

①立法時の趣旨や広く国民一般から見ても、中立・公正な組織運営と利益相反

を招かない業務運営の実効性をしっかり担保する仕組みを構築すること

② 5年後の制度見直しを念頭に置き、制度の理解・支持が広くソーシャルセクターや国民一般に共有される仕組みを構築すること

③ 今回の他の指定申請団体を含め、多くの団体・関係者との協力・連携の仕組みを構築すること

を指定の条件とする。内閣府においてはこれらの条件の履行状況についても定期的に検証を行い、実行を促す。

3. 指定活用団体の名称及び住所、指定日

名称：一般財団法人日本民間公益活動連携機構

住所：東京都千代田区大手町一丁目3番2号

指定日：平成31年1月11日